

随意契約(物品役務等)

資料番号	抽出	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文(企画競争等)	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 (※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項)	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人(特例社団法人又は特例財団法人を含む。)	特別な競争参加資格(※提案者の数が1の場合の記載事項)	備考
			名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
344	○	新林地区保安林整備事業 (本数調整伐(伐倒くん蒸 1,137.80m3 特別伐倒駆除(破砕)799.39m3))	分任支出負担行為担当官 庄内森林管理署長 木村 和久	山形県鶴岡市末広町23-37	平成30年5月7日	有限会社遠田林産 法人番号7390002008302	山形県酒田市上青沢字向声沢44	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	67,630,680	65,880,000	97.4%	-	-	-	1	0	-	-
345	○	造林事業請負(川内地区) (地拵36.54ha・植付36.54ha・下刈101.65ha・除伐1.83ha)	分任支出負担行為担当官 下北森林管理署長 佐々木 功	青森県むつ市金曲一丁目4-6	平成30年6月13日	下北地方森林組合 法人番号1420005006461	青森県むつ市金谷一丁目2-32	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	69,115,680	66,960,000	96.8%	-	-	-	2	0	-	-
346	○	松くい虫等防除事業請負(葛岡国有林外) (松くい防除314.34m3 ナラ枯れ防除558本)	分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 齊藤 哲	宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目15-1	平成30年4月26日	株式会社村井林業 法人番号5370101001723	宮城県白石市城北町5-17	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-	13,038,840	12,420,000	95.2%	-	-	-	2	0	-	-
640	○	山形森林管理署庁舎外2敷地賃貸借料 (4,253.24m2)	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署長 西川 晃由	山形県寒河江市元町一丁目17-2	平成30年4月2日	寒河江市 法人番号5000020062065	山形県寒河江市中央一丁目9-45	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約		4,148,140		-	-	-	-	-	-	-
641	○	プレハブ事務所レンタル	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署 最上支署長 一ノ宮 秀和	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11	平成30年4月2日	秋保建設株式会社 法人番号2390001008729	山形県最上郡戸沢村大字古口332	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約		8,341,920		-	-	-	-	-	-	-
642	○	庁舎敷地賃貸借 (1,327.09m2)	分任支出負担行為担当官 宮城北部森林管理署長 相澤 肇	宮城県大崎市古川東町5-32	平成30年4月2日	大崎市 法人番号1000020042153	宮城県大崎市古川七日市1-1	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	当該場所で行うことが不可能であることから場所が制限され、供給者が一に特定される賃貸借契約		1,535,640		-	-	-	-	-	-	-
643	○	平成30年度車両(バス)賃貸借運行業務(単価契約)	支出負担行為担当官 東北森林管理局長 小島 孝文	秋田県秋田市中通5-9-16	平成30年6月14日	秋北タクシー株式会社 法人番号9410001005964	秋田県大館市御成町1-11-25	予決令第99条の2(不落・不調随意契約)	-		2,903,040		-	-	-	1	0	-	-
644		ビジネスホン設置工事(一式)	分任支出負担行為担当官 由利森林管理署長 仙北谷 彰	秋田県由利本荘市水林439	平成30年6月13日	有限会社アイルサービス 法人番号8410002004545	秋田県秋田市長島四丁目1-38	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	落雷により事務室内の電話が通信不能となり、早急に復旧しなければ業務に多大な影響を及ぼすため緊急に契約しなければならない。		1,188,000		-	-	-	1	0	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。